

特定施設に係る届出の手引き（工場・事業所）

騒音規制法

振動規制法

福井県公害防止条例(悪臭)

目次

特定施設設置・変更等届出の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
特定施設の設置について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
特定施設一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・	3
特定施設設置工場・事業所に係る規制基準・・・・・・・・	5
届出種類一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・	7

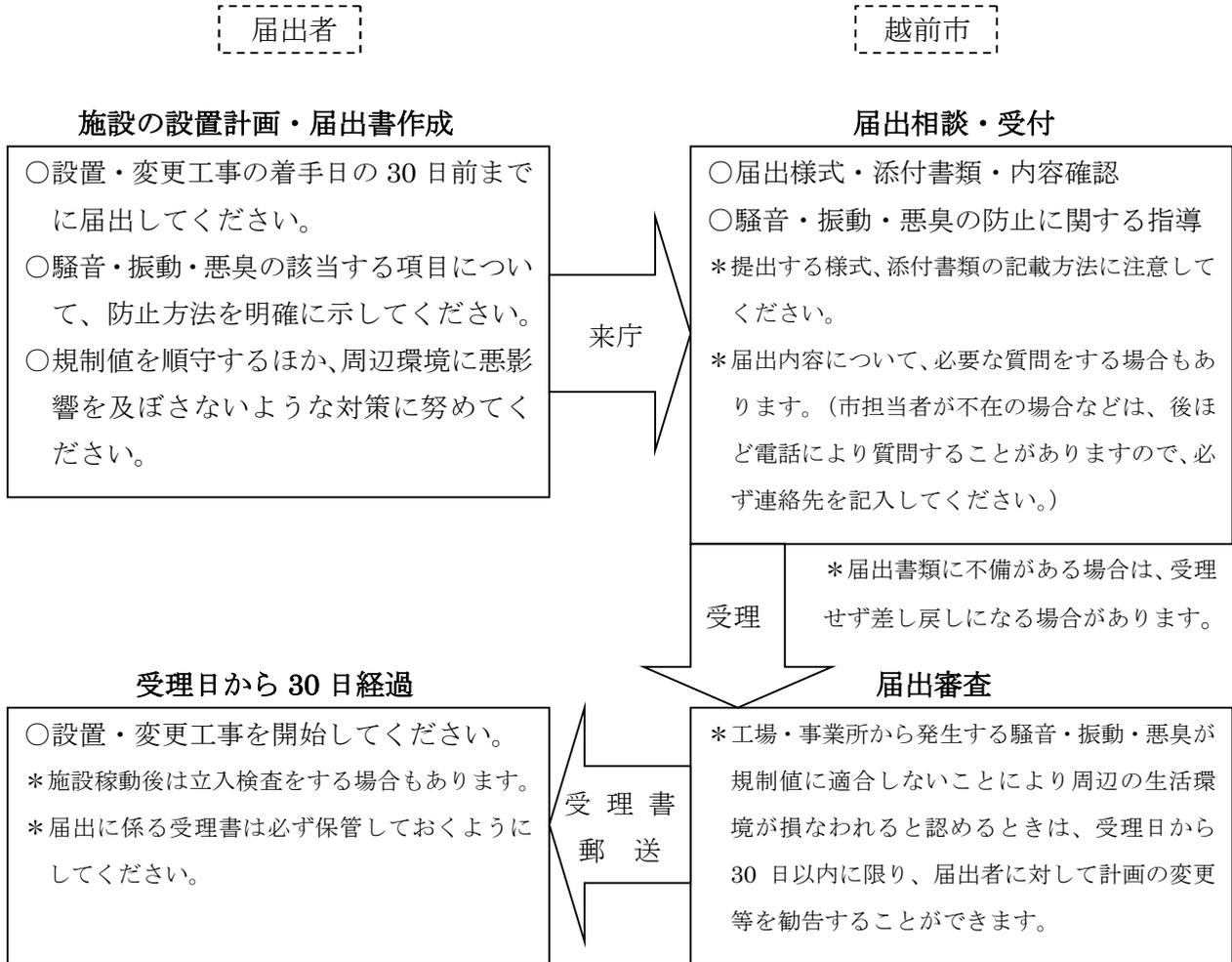
令和3年1月

越前市

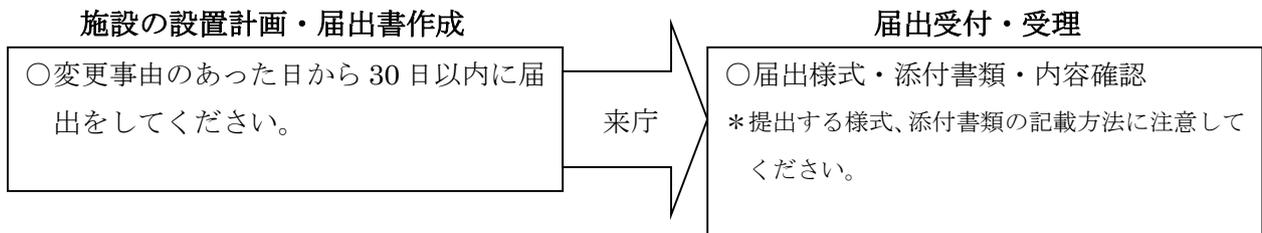
環境政策課

1 特定施設設置・変更等届出の流れ

●設置届出・変更届出等



●氏名等変更届出・承継届出・使用全廃届出など



2 特定施設の設置について

(1) 騒音規制法・振動規制法

騒音・振動を規制する地域内で著しい騒音・振動を発生する一定の施設（特定施設）を設置する場合は、特定施設の初回設置時には、設置工事の 30 日前までに市長に届出が必要です。また、法に基づく規制基準値を順守する必要があります。

① 騒音・振動を規制する地域とは

原則として都市計画法で定める用途地域に準拠して市長が指定する地域です。騒音規制地域は第 1 種～第 4 種、振動規制地域は第 1 種及び第 2 種に区分されており、区域外を除くすべての区分に別々の騒音・振動の規制値が定められています。

*規制地域は、越前市ホームページで参照できます。 規制値は、p5 を参照。

② 特定施設とは

工場・事業所に設置される施設のうち、著しい騒音・振動を発生する施設であって、政令で定める施設をいいます。（p3 参照）

③ 届出に必要な書類

【様式第 1】「特定施設設置届出書」に必要な書類を添付のうえ提出してください。必要種類は p7 をご参照ください。また、設置届出は初回の届出に限ります。特定施設の追加・変更についても、p7 をご参照ください。

(2) 福井県公害防止条例（悪臭）

市内全域において福井県公害防止条例で定める悪臭に係る特定施設を設置する場合は、設置の都度、工事の 30 日前までに市長に届出が必要です。また、悪臭を規制する地域内である場合は、特定施設の有無に関わらずすべての事業所が悪臭防止法に係る規制基準値を順守する必要があります。特定施設設置事業所は、規制地域外の場合でも、条例による規制基準値を順守する必要があります。

① 悪臭に係る特定施設とは

福井県公害防止条例施行規則により定める施設をいいます。（p4 参照）

② 届出に必要な書類

【様式第 6 号】「特定施設設置届出書」に必要な書類を添付のうえ提出してください。必要書類は p9 をご参照ください。また、特定施設の設置の都度届出が必要です。施設の構造等の変更についても、p9 をご参照ください。

③ 悪臭を規制する地域とは

原則として都市計画法で定める用途地域に準拠して市長が指定する地域です。A 区域及び B 区域に区分されており、悪臭防止法に係る悪臭物質について区域ごとの濃度規制値が定められています。また、条例に係る特定施設を設置している場合は、区域外においても規制値があります。

*規制地域は、越前市ホームページで参照できます。 規制値は、p6 を参照。

3 特定施設一覧表

(1) 騒音規制法に係る特定施設（騒音規制法施行令別表第1）

1	金属加工機械	
	イ) 圧延機械	原動機の定格出力の合計 22.5kW 以上のもの
	ロ) 製管機械	
	ハ) ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力 3.75kW 以上のもの
	ニ) 液圧プレス	矯正プレスを除く
	ホ) 機械プレス	呼び加圧能力 294KN 以上のもの
	ヘ) せん断機	原動機の定格出力 3.75kW 以上のもの
	ト) 鍛造機	
	チ) ワイヤフォーミングマシン	
	リ) プラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く
	ヌ) タンブラー	
	ル) 切断機	といしを用いるものに限る
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力 7.5kW 以上のもの
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力 7.5kW 以上のもの
4	織機	原動機を用いるもの
5	建設用資材製造機械	
	イ) コンクリートプラント	気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量 0.45m ³ 以上のもの
	ロ) アスファルトプラント	混練機の混練重量 200 kg 以上のもの
6	穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力 7.5kW 以上のもの
7	木材加工機械	
	イ) ドラムバーカー	
	ロ) チッパー	原動機の定格出力 2.25kW 以上のもの
	ハ) 碎木機	
	ニ) 帯のご盤	製材用のものにあつては、原動機の定格出力 15kW 以上のもの 木工用のものにあつては、原動機の定格出力 2.25kW 以上のもの
	ホ) 丸のご盤	製材用のものにあつては、原動機の定格出力 15kW 以上のもの 木工用のものにあつては、原動機の定格出力 2.25kW 以上のもの
	ヘ) かな盤	原動機の定格出力 2.25kW 以上のもの
8	抄紙機	
9	印刷機械	原動機を用いるもの
10	合成樹脂用射出成形機	
11	鋳造型機	ジョルト式のものに限る

(2) 振動規制法に係る特定施設（振動規制法施行令別表第1）

1	金属加工機械	
	イ) 液圧プレス	矯正プレスを除く。
	ロ) 機械プレス	
	ハ) せん断機	原動機の定格出力 1kW 以上のもの。
	ニ) 鍛造機	
	ホ) ワイヤフォーミングマシン	原動機の定格出力 37.5kW 以上のもの。
2	圧縮機	原動機の定格出力 7.5kW 以上のもの。(冷凍機を除く)
3	土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力 7.5kW 以上のもの。
4	織機	原動機を用いるもの。
5	コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のもの。
	コンクリート管製造機械	原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のもの。
	コンクリート柱製造機械	
6	木材加工機械	
	イ) ドラムバーカー	
	ロ) チッパー	原動機の定格出力 2.2kW 以上のもの。
7	印刷機械	原動機の定格出力 2.2kW 以上のもの。
8	ゴム練用または合成樹脂練用の ロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力 が 30kW 以上のもの。
9	合成樹脂用射出成形機	
10	鋳型造型機	ジョルト式のもの。

(3) 福井県公害防止条例（悪臭）に係る特定施設（施行規則別表第3）

1	牛(生後2ヶ月未満のものを除く)10頭以上、豚(生後2ヶ月未満のものを除く)50頭(繁殖豚は5頭)以上、鶏(生後30日未満のものを除く)1,000羽以上の飼養に用に供する施設	① 飼養施設
		② 飼料調理施設(加熱して調理するもの)
		③ ふん尿処理施設
2	鶏糞の乾燥または焼却を行う工場において用いる施設	① 乾燥施設
		② 焼却施設
3	死亡獣畜取扱場において用いる施設	① 解体室
		② 汚物処理施設
		③ 焼却炉
4	化製場(魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする飼料等の製造の工場を含む)において用いる施設	① 原料処理施設(原料貯蔵室及び化製室を含む)
		② 煮熟施設
		③ 圧搾施設
		④ 汚物処理施設
		⑤ 乾燥施設

4 特定施設設置工場・事業所に係る規制基準

(1) 騒音規制法の規制基準（事業所等の敷地境界線上）

(単位：dB)

時間の区分 区域の区分	朝	昼間	夕	夜間
	6時～8時	8時～19時	19時～22時	22時～翌朝6時
第1種区域	45	50	40	40
第2種区域	50	60	50	45
第3種区域	60	65	60	55
第4種区域	65	70	65	60

- JIS Z 8731 に定める音圧レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は次のとおりとする。
 - 騒音計の指示値が変動せず、又は変動がない場合は、その指示値とする。
 - 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が概ね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大の平均値とする。
 - 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。
 - 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジ上端の数値とする。
- 測定は計量法第71条の条件に合格した騒音計を用い、周波数補正回路はA特性、動特性は速い動特性（FAST）とする。

(2) 振動規制法の規制基準（事業所等の敷地境界線上）

(単位：dB)

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	6時～22時	22時～翌朝6時
第1種区域	60	55
第2種区域	65	60

- 計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行い、振動レベルの測定は次のとおりとする。
- 測定器の指示値が変動しない、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - 測定器の指示値が周期的、又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - 測定器の指示値が不規則、かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔個数の測定値の80%レンジの上端の数値とする。

注意： 騒音、振動ともに学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね50m以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から5dBを減じた値とする。

(3) 悪臭防止法（規制地域内）の規制基準（事業所等の敷地境界線上）

悪臭物質の種類	敷地境界線における規制基準（単位：ppm）	
	A 区域	B 区域
1 アンモニア	1	2
2 メチルメルカプタン	0.002	0.004
3 硫化水素	0.02	0.06
4 硫化メチル	0.01	0.05
5 二硫化メチル	0.009	0.03
6 トリメチルアミン	0.005	0.02
7 アセトアルデヒド	0.05	0.1
8 プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
9 ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
10 イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
11 ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02
12 イソバレルアルデヒド	0.003	0.006
13 イソブタノール	0.9	4
14 酢酸エチル	3	7
15 メチルイソブチルケトン	1	3
16 トルエン	10	30
17 スチレン	0.4	0.8
18 キシレン	1	2
19 プロピオン酸	0.03	0.07
20 ノルマル酪酸	0.001	0.002
21 ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
22 イソ吉草酸	0.001	0.004

注意：規制地域内においては、すべての事業所が規制の対象となります。

(4) 県公害防止条例（規制地域外）の規制基準（事業所等の敷地境界線上）

悪臭を規制する地域外にある事業所には、悪臭防止法による規制はありませんが、福井県公害防止条例（悪臭）に係る特定施設を設置している事業所に限り、次の規制が適用されます。

事業所敷地境界線上において、臭気指数が1.8以下であること

5 届出種類一覧表

(1) 騒音規制法に基づく届出

届出書名称	根拠規定	届出の必要な場合	届出期間	添付書類
特定施設設置届出書	法第 6 条 第1項 (様式第1)	特定施設を設置する場合（特定施設未設置であったとき）	設置工事開始日の 30 日前まで	<ul style="list-style-type: none"> 工場等周辺見取図 敷地内及び工場等内部の見取図及び特定施設の配置図 特定施設の仕様書、カタログ又は図面等の写し 騒音の防止方法の詳細
特定施設使用届出書	法第 7 条 第1項 (様式第2)	<ul style="list-style-type: none"> 指定地域外で特定施設を設置しており、新たにその地域が規制地域に設定された場合 騒音規制法施行令別表第 1 に新たに特定施設が追加になったときに、指定地域内でその施設を設置している場合 	指定地域となった日又は特定施設となった日から 30 日以内	同上
特定施設の種類の数変更届出書	法第 8 条 第1項 (様式第3)	設置届出又は使用届出を行っている場合で、特定施設の種類の数を変更する場合	変更に係わる工事開始の日の 30 日前まで	同上
騒音の防止の方法変更届出書	法第 8 条 第1項 (様式第4)	既に届出を行っている特定施設の騒音防止方法を変更する場合	変更に係わる工事開始の日の 30 日前まで	同上
氏名等変更届出	法第10条 (様式第6)	届出を行った者の氏名、住所及び法人にあっては代表者の氏名又は工場・事業場の名称若しくは所在地の変更があった場合	変更の日から 30 日以内	
特定施設使用全廃届出書	法第10条 (様式第7)	特定施設のすべての使用を廃止した場合	廃止した日から 30 日以内	
承継届出書	法第 11 条 第3項 (様式第8)	届出を行った者から特定施設のすべてを譲り受けたり借り受けた場合、又は相続、合併、分割があった場合	承継があった日から 30 日以内	

*法とは「騒音規制法」をいう。

(2) 振動規制法に基づく届出

届出書名称	根拠規定	届出の必要な場合	届出期間	添付書類
特定施設設置届出書	法第 6 条 第1項 (様式第1)	特定施設を設置する場合（特定施設未設置であったとき）	設置工事開始日の 30 日前まで	<ul style="list-style-type: none"> ・工場等周辺見取図 ・敷地内及び工場等内部の見取図及び特定施設の配置図 ・特定施設の仕様書、カタログ又は図面等の写し ・振動防止方法の詳細
特定施設使用届出書	法第 7 条 第1項 (様式第2)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地域外で特定施設を設置しており、新たにその地域が規制地域に設定された場合 ・振動規制法施行令別表第 1 に新たに特定施設が追加になったときに、指定地域内でその施設を設置している場合 	指定地域となった日又は特定施設となった日から 30 日以内	同上
特定施設の種別及び能力ごとの数変更届出書	法第 8 条 第1項 (様式第3)	設置届出又は使用届出を行っている場合で、特定施設の種別及び能力、数を変更する場合	変更に係わる工事開始の日の 30 日前まで	同上
振動の防止の方法変更届出書	法第 8 条 第1項 (様式第4)	既に届出を行っている特定施設の振動の防止方法を変更する場合	変更に係わる工事開始の日の 30 日前まで	同上
氏名等変更届出	法第10条 (様式第6)	届出を行った者の氏名、住所及び法人にあっては代表者の氏名又は工場・事業場の名称若しくは所在地の変更があった場合	変更の日から 30 日以内	
特定施設使用全廃届出書	法第10条 (様式第7)	特定施設のすべての使用を廃止した場合	廃止した日から 30 日以内	
承継届出書	法第 11 条 第3項 (様式第8)	届出を行った者から特定施設のすべてを譲り受けたり借り受けた場合、又は相続、合併、分割があった場合	承継があった日から 30 日以内	

*法とは「振動規制法」をいう。

(3) 福井県公害防止条例法（悪臭）に基づく届出

届出書名称	根拠規定	届出が必要な場合	届出期間	添付書類
特定施設設置届出書	条例第22条 (様式第6号)	特定施設を設置する場合（特定施設の種類の種類ごとに届出が必要） 条例改正により新たに特定施設が追加になったときに、その施設を設置している場合	工事着手予定日の30日前まで 特定施設となった日から30日以内	<ul style="list-style-type: none"> 工場等周辺見取図 敷地内及び工場等内部の見取図及び特定施設の配置図 特定施設の構造、仕様書、カタログ又は図面等の写し 特定施設使用方法 汚水等の処理方法 悪臭（公害）防止方法の詳細
特定施設構造等変更届出書	条例第24条 (様式第7号)	<ul style="list-style-type: none"> 特定施設の構造を変更する場合 特定施設の使用方法を変更する場合 汚水等の処理の方法を変更する場合 	変更工事着手日の30日前まで	同上
特定施設に係る氏名等変更届出	条例第27条 (様式第8号)	届出を行った者の氏名、住所及び法人にあっては代表者の氏名又は工場・事業場の名称若しくは所在地の変更があった場合	変更の日から30日以内	
特定施設使用廃止届出書	条例第27条 (様式第9号)	特定施設の使用を廃止した場合（特定施設の種類の種類ごとに届出が必要）	廃止した日から30日以内	
承継届出書	条例第31条 第1項 (様式第5号)	特定施設を譲渡、合併、相続等により承継した場合	承継があった日から30日以内	

* 条例とは「福井県公害防止条例」をいう。

● 届出の手続きについて

- 1) 届出書は、正副2部を越前市環境政策課窓口へ提出してください。
- 2) 届出様式は、窓口で受け取るか、ホームページからダウンロードしてください。
ホームページでは、規制地域を参照することもできます。

問い合わせ先

越前市役所 産業環境部環境政策課

〒915-8530 越前市府中一丁目 13-7

TEL 0778-22-5342

FAX 0778-22-5167